

OMIC Food Safety Newsletter No. 494 December 13, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

タイ産品の輸入違反事例

(2019年11月下旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
11/27	無加熱摂取冷凍食品：えび類 (そのまま食べられるシーフードミックス)	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	陰性	モニタリング 検査

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報

(2019年11月下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
11/28	デンマーク	タイ産冷凍チキンティッカマサラより未申告グルテン、ゴマ、大豆の検出	alert

★ タイ政府 除草剤グリホサートの使用禁止を撤回

タイ当局の国家有害物質委員会は、除草剤のグリホサートとパラコート、殺虫剤のクロルピリホスがさまざまな疾患に関連しているとの研究を受けて、これら3種類の農薬の使用を2019年12月1日から禁止することを決定していました。しかしながら、農業界から「生産コストが増加する」との強い反発を受け、2019年11月27日にグリホサートの限定的な使用を引き続き認めると先の法案を撤回し、またパラコートとクロルピリホスについては、使用禁止を2020年6月1日に延期するとしています。

★ 農林水産省 飼料の立入検査に係る試験結果の公表

2019年4月～9月の農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による飼料の立入検査に係る試験結果は下記の通りとなっています。

飼料等の区分	試験点数	試験結果		
		違反が認められた 点数	指導基準を超過した 点数	管理基準を超過した 点数
配混合飼料	156	0	0	1(*)
単体飼料	146	0	0	0
乾牧草	9	0	0	0
飼料添加物	2	0	0	0

(*) 超過の概要：豚用配合飼料のデオキシニバレノールで管理基準値（1mg/kg）を超過。

なお、管理基準は工程管理の目安として示された基準値であり、基準を超過した場合であっても直ちに法第23条第1号に掲げる有害な飼料には該当しません。適切な管理措置により、飼料の安全が確保される場合は、当該飼料を家畜等に給与することができます。

配合飼料の一部基準値の引下げ・新規項目の追加が2020年2月に予定されていることは News Letter No. 490にてご案内した通りです。農林水産省はこの改正の背景として、家畜等や畜産物の安全上に問題があったためではなく、近年の飼料中の濃度範囲を検証した結果、飼料の生産、原料の調達、保管、輸送、製造等の各段階に関連する各事業者の努力の結果として、従来に比べ配合飼料における濃度が下がったことから、より含有実態を反映した基準値にした」と説明しているとおおり、基準値を超過するような事例が非常に少なくなっています。

FAMIC 立入検査に係る試験結果の公表：http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub4_inspection.html

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 495の発行は、12月27日とさせていただきます。